

2025年6月25日

社会民主党 御中

図書館友の会全国連絡会  
代表 阿曾千代子

### 「公立図書館の振興・発展に関する政策」についての公開質問状

私たち「図書館友の会全国連絡会」は、全国各地で公立図書館の振興・発展のために活動を行っております。毎年、関連各大臣へ要望書(当会ホームページ掲載)を提出するとともに、関連各委員会議員のもとへお伺いしお力添えをお願いしております。

皆様には日頃より、私たちの活動に深いご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

ご承知のように、日本の公立図書館は先進諸国に比べ質、量ともに未だ低いレベルであるにもかかわらず、最近では、資料費や人員の削減ばかりか、指定管理者制度を評価・指導すべき自治体職員の不在による公共サービスの劣化、さらに PFI 活用による公共複合施設に入る公立図書館では、指定管理者運営の長期固定化が生じるなど、多くの問題に直面しています。

また、公立図書館がタッグをくんで地方創生に取り組むべき街の書店の消滅がつづき、無書店自治体は27.9%に上っています。国も経済産業省を中心に、抜本的対策に取り組んでいる状況です。<sup>1)</sup>

新しい活力のある社会を築くためには、迂遠であるように見えても、知力、文化力、技術力といった基礎的な力を身につけ、自らで考え、判断する力を持つ人間が育つ環境を整備することが重要です。そのような力が民主主義社会を支え、わが国の繁栄につながるものと考えます。

2023年6月、活字文化議員連盟は「公共図書館改革に関する決議」(2023)<sup>2)</sup>を採択し、図書館司書の抜本的な処遇改革の促進等を求めました。その結果、文部科学省で有識者会議が開かれるなど一定の成果をみられていることに感謝しております。また2025年6月には、「街の書店さんを元気にして日本の文化を守る議員連盟」の提言を受けて、経済産業省、文部科学省、文化庁、国土交通省はじめ7関係機関が共同で「書店活性化プラン」<sup>3)</sup>を策定しました。

私たちはこれらの決議やプランのさらなる具現化に向け、皆様と一緒に活動していきたいと願っております。つきましては今回の参議院議員選挙に当たり、以下の項目について貴党のお考えをお聞かせ下さい。(マニフェストがあれば、その内容をお知らせ下さい。)

#### 1. 公立図書館の振興・発展に関する政策、施策等について、お考えをお聞かせください。

市町村レベルから都道府県レベル、国立国会図書館に至るまで、それぞれが「文化芸術・学びの場」として公的な役割を果たすことを重要であると考えています。日本は欧米に比べて低い文化予算です。まずこれを引き上げることで、公立図書館を文化・学びの拠点として強化し、図書館の質と量の向上を目指しています。

全国で指定管理者制度(民間委託)が導入されつつある中で、「住民参加に基づく民主的運営」が不可欠と考えています。首長や自治体が主導しながらも、地域住民が運営に参画し、公共性を担保すべきです。図書館における住民参加と自治体首長のリーダーシップがとても重要です。

資料選定と分類における多様性の確保のためにも、図書購入や MARC 等の書誌データ、NDC(日本十進分類法)の付与方法について、業者・指定管理者任せにならないよう制度設計の見直しを求め、公共性を維持しなければなりません。

公共図書館は、地域書店から優先して図書購入を行うことで、地域経済や文化流通の循環を促し、書店と図書館の両方が元気になる社会を目指しています。

図書館司書の68%以上が非正規職員である現状に対し、図書館司書の社会的地位向上と労働条件の改善、雇用の安定化、待遇改善と専門性の向上は文化先進国としての国と地域の責任です。これからも強く訴えていきます。

2. 政策の中で特に「公立図書館の管理運営」について、図書館民営化(指定管理)の是非と、その理由についてお考えをお聞かせください。

「公立図書館の管理運営に指定管理者制度はなじまない」というのが、社民党の基本的な考えです。図書館は自治体が責任を負う〈公共サービス〉であり、市場に委ねるべきではありません。そのデメリットは、司書の非正規化・低賃金化が進むこと、選書・蔵書管理が業者主導になり、郷土資料や利用者情報の保護が損なわれることなど、司書の非正規化・3～5年の短期契約で継続性が失われるということが問題です。

民間業者任せでなく、住民参加型ガバナンス(図書館協議会・友の会など)で透明性と合意形成を確保すること、非正規率68%という現状を是正し、専門職としての正規雇用化・待遇改善を国と自治体に求めています。

社民党は、文化予算が先進国でも低水準とし、図書館予算を恒常的に増額するよう国に要請しています。指定管理者既に導入館の見直し・撤回を住民と連携して要求しています。「公共図書館評価指標」の策定で質的評価を明確化し、安易な民営化を抑制する必要性を訴えています。

3. 活字文化議員連盟の「公共図書館改革に関する決議」(2023)の下記5項目についてのお考えをお聞かせください。

(制度の検証と将来像の検討)

(1)公共図書館における市民サービスの向上に資するため、会計年度任用職員制度、指定管理者制度の運用の効果と課題を検証するとともに、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しなど、公共図書館の将来を考える「公共図書館のあり方に関する協力者会議」を設置すること。(文部科学省、「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」を2024年10月設置…付記)

「協力者会議」の設置を歓迎しつつ、図書館職員の処遇改善と公共性の再強化につなげるべきというのが、社民党の基本的な考えです。

会計年度任用職員制度:短期契約と3年公募の繰り返しが専門性とサービス継続性を損なうものであり、引き続き改善を求めています。

指定管理者制度で民営化による「市場化」で公共性が揺らぎ、司書賃金の低下・選書の公平性低下などが顕在化しており、定量・定性両面で影響を可視化し、是正策を示し改善を進めていかなければならないと考えます。

障害者サービス・バリアフリー、デジタル貸出、地域書店優先購入など課題を明記し、「望ましい基準」の見直し、司書配置数と常勤比率を最低基準として明記すること、予算・人件費の国庫補助仕組みを盛り込み地方格差を縮小することをこれからも求めています。

既に導入済み指定管理館では、報告を根拠に直営回帰・混合モデルなど再検討を住民と共に要求

しています。そして、公務非正規問題全体の見直し(会計年度任用職員の任期上限撤廃、同一賃金化)を総務省・人事院へ要請しています。(社民党「公務非正規ゼロ」キャンペーン方針より)

(図書館職員の待遇改善)

(2) 図書館職員の非正規雇用率を大幅に改善するなど、雇用の安定にとりくみ、同一労働・同一賃金の実現に努め、国・自治体の責務で司書研修等への参加を促すこと。

同一労働・同一賃金の実現が早期に必要と考えます。同一の業務に従事する非正規職員と正規職員の間に着しい賃金格差がある現状は「法の趣旨に反する」として、待遇格差の是正を強く求めています。雇用の安定化、賃金・労働条件の改善、研修機会の保障などは、図書館を設置する国・自治体の責任です。

非正規雇用の司書を含めた継続的な司書研修の機会の制度的確保と促進、研修を受けられるための労働時間の確保・旅費等の支援を求めています。

(誰も取り残さない読書環境を整える)

(3) 司書養成課程で読書バリアフリーに関する講義の機会を増やし、障害者サービスのエキスパートを育て、その知識と技術のノウハウを蓄積し、継承すること。

視覚障害・発達障害・知的障害などの理由で読書に困難を抱える人に対し、「誰一人取り残さない図書館サービス」を保障することは、文化的権利・情報アクセスの平等の実現であり、読書バリアフリーの意義を明言し、これの実現を求めています。

現行の司書資格カリキュラム(大学や通信教育)における読書バリアフリー・障害者サービス分野の講義の充実・必修化を求め、実務と結びついた教育および司書養成課程を強化すべきです。

ICT活用(マルチメディア DAISY、音声読書機器など)や障害特性に応じた接遇、福祉制度との連携などを習得できる専門司書の体系的育成とその継続的な研修体制を構築し、エキスパートの育成などもすべきと考えます。

バリアフリー図書館の実践現場で培われた知見・ノウハウを記録・教材化し、司書養成機関や自治体研修に還元していく必要性があります。特に非正規司書にもアクセス可能な形で公開し、知識・技術の継承をすべきと考えます。

国は、司書課程のカリキュラム指導指針に障害者サービスを明記し、自治体には「障害者差別解消法」に基づく図書館での合理的配慮・環境整備の責務があり、国と自治体が責任をもって対応していくことを求めています。

社民党は、「知る権利はすべての人に開かれている。バリアのない図書館こそ、公共図書館の本質」と宣言しています。(党公式文書・声明にて)

(4) 全国の公共図書館に読書バリアフリー法が求めるアクセシブルな書籍の紹介コーナーを設置し、子どもたちが日常的に、多様な読書媒体と出合える機会を整えること。

アクセシブル書籍の常設コーナー設置を含む同決議(項目4)の具体化を社民党は支持します。多様なフォーマット(点字、LLブック、DAISY、EPUB3 Audio、拡大文字、読み上げタブレット等)に

触れる機会を「日常の風景」にすることで障害・発達特性の有無を問わず“読書を楽しむ文化”を育み、子どもの読書権保障に寄与します。

学校図書館・特別支援学校と公立図書館が連携し、授業や家庭学習で同じ資料が使える循環をつくり、インクルーシブ教育との接続をはかります。

国が基礎的図書購入・機器整備費を補助し、市町村規模によるサービス水準の落差を縮小し、地域格差の是正に努めます。

(公共図書館の図書購入は地域の書店から)

(5)公共図書館は、地域書店からの図書購入を優先し、装備作業は地域の福祉施設と連携して障害者の雇用拡大など循環型地域経済の施策を進めること。

図書の装備(カバー掛け・ラベル貼付・分類登録など)を、地域の就労支援事業所(B型作業所など)に委託することは、図書装備作業の福祉連携となり、「障害者の雇用創出」「社会参加」「スキル訓練」の一環として重要とし、広く自治体に推奨すべきです。

また、図書館が「モノ・人・お金」が地元で回る地域経済のハブとなることは、SDGs や地域活性化の視点からも有効とし、「知の拠点」+「地域づくり拠点」の二重の役割を担い、循環型地域経済を下支えするものでもあり推進すべきと考えます。

#### 4. 経済産業省等の「書店活性化プラン」(2025)について、お考えをお聞かせください。

「書店活性化プラン」(2025)が、返品圧縮の仕組み見直し、在庫管理のICT支援(例:RFID)、公取委による定価・マージン是正の行政指導などを打ち出している点は、地域書店の収益改善と安定化に資する中長期的視点を含む施策として評価しています(返本削減とICタグの導入)、書店活性化策と図書館の調達政策を連動させることで、地域書店への具体的な経済支援と書籍流通の双方向循環が生まれ、より効果的な地域政策になると考えています。

大手書店への施策偏重ではなく、持続困難な地方書店への補助・技術支援や共同購入促進などの細やかな施策が重要です。定価やマージン是正は出版業界との調整が伴うため、著作権者・出版社・消費者の負担・負担を踏まえた協議と補償制度の整備が公正取引の観点からも不可欠です。

以上

ご多忙のところ大変恐縮ですが、7月5日までに、下記連絡先までメールにてご回答下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、ご回答は当会ホームページ等で公開させていただきますことをご了承下さい。

何かご不明なことがございましたら、どうぞご遠慮なく連絡担当迄お問い合わせ下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

【連絡先】 図書館友の会全国連絡会

事務局長 船橋佳子

(住所等省略) ※個人情報保護の観点より事務局の連絡先はホームページでは非公開とさせていただきます。お問い合わせは図書連 HP <https://totomoren.net> メールフォームよりお願いいたします。

【参考】

「図書館友の会全国連絡会」HP <https://totomoren.net>

注1) 出版文化産業振興財団(JPIC)、『BOOK MEETS NEXT2024』の企画内容を発表:無書店自治体の状況(2024年8月末時点)も公開 カレントアウェアネスR 2024年09月19日

<https://current.ndl.go.jp/car/225645>

注2) 公共図書館改革に関する決議 活字文化職員連盟 2023年6月15日

<https://www.mojikatsuji.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/06/a1a46f185b9e4556cb90152cb9de42c1.pdf>

注3) 書店活性化プラン 令和7年6月10日

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/contents/PDF/syotenplan.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/PDF/syotenplan.pdf)

2025年7月7日

社民党

政策審議会

西尾 典晃(松本の代理)

TEL:03-3503-5884